

交番その他の派出所及び警察官駐在所の名称、位置及び所管区等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年9月4日

広島県公安委員会

委員長 神 谷 ゆ か り

広島県公安委員会規則第8号

交番その他の派出所及び警察官駐在所の名称、位置及び所管区等に関する規則 の一部を改正する規則

交番その他の派出所及び警察官駐在所の名称、位置及び所管区等に関する規則（昭和39年広島県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表2 交番の部広島県広島南警察署の款東雲交番の項中「段原日出二丁目」を「段原日出一丁目・二丁目」に、「段原山崎三丁目」を「段原山崎一丁目～三丁目」に改め、同部広島県三原警察署の款本郷交番の項中「三原市本郷町本郷」を「三原市本郷南六丁目」に改め、「本郷町（船木芋堀を除く。）」の次に「、本郷北一丁目～四丁目、本郷南一丁目～七丁目」を加える。

別表備考中「平成19年11月5日」を「平成20年8月25日」に改める。

附 則

この公安委員会規則は、公布の日から施行する。